

秋田市教育委員会
平成25年10月定例会
(資料)

【資料目次】

付議案件

議案第28号 秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 1
- ・ 新旧対照表 … 2

教育長等の報告

- (2) 小学校通学路における緊急合同点検後の対策実施状況について … 3

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部改正

第1 改正理由

秋田商業高等学校への副校長の配置に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第14条の3 関係（副校長）

副校長の設置およびその職務について規定するもの

2 第16条 関係（不在代決）

(1) 校長の不在時における副校長の代決について規定するもの

(2) その他規定を整備するもの

3 附則 関係

施行は、公布の日からとするもの

秋田市立秋田商業高等学校管理規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第14条の2 (略)</p> <p><u>(副校長)</u></p> <p><u>第14条の3 学校に、必要に応じて、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する副校長を置く。</u></p> <p><u>2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u></p> <p>第15条 (略)</p> <p>(不在代決)</p> <p>第16条 <u>副校長は、校長が不在のときは、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 教頭は、校長(副校長を置く場合は、校長および副校長)が不在のときは、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 事務長は、校長(副校長を置く場合は、校長および副校長)および教頭が不在のときは、急施を要するものに限り、次の各号に掲げる事項について、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第14条の2 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(不在代決)</p> <p>第16条 <u>教頭は、校長が不在のときは、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 事務長は、校長および教頭が不在のときは、急施を要するものに限り、次の各号に掲げる事項について、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>以下 (略)</p>

小学校通学路における緊急合同点検後の対策実施状況(平成25年9月30日現在)

【合同点検実施箇所】 93箇所(国道4箇所、県道21箇所、市道68箇所) 【対策案】 113件 (道路管理者:36件、警察40件、学校・市:37件)

(1) 対策済 84件 (道路管理者: 29件、警察: 18件、学校等: 37件)
 (2) 対策予定 13件 (道路管理者: 5件、警察: 8件、学校等: 0件)
 (3) 対策時期未定 16件 (道路管理者: 2件、警察: 14件)

【対策状況】

《道路管理者》	対策実施済	対策実施予定	対策時期未定	合計
1 国道管理者 (国土交通省秋田河川国道事務所)			2	2
2 県道管理者 (秋田県地域振興局)	6			6
3 市道管理者 (秋田市建設部)	1	1		2
新設関係	2	2		4
改善関係	2			2
修繕関係	1			1
その他	3	1		4
計	29	5	2	36

《警察》	対策実施済	対策実施予定	対策時期未定	合計
秋田県警察本部交通部交通規制課 ・秋田中央警察署 ・秋田臨港警察署 ・秋田東警察署		4	4	8
新設関係			1	1
改善関係	1	2	5	8
修繕関係	3	1	1	5
その他	1			1
計	18	8	14	40

《学校・市》	対策実施済	対策実施予定	対策時期未定	合計
1 秋田市都市整備部交通政策課 2 各小学校	5			5
通学路の変更	2			2
注意喚起と地域での見守り	30			30
計	37	0	0	37